

流山市農業委員会
平成21年第12回
総会議事録

平成21年12月25日召集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成21年12月総会議事録

1 期 日 平成21年12月25日(金)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(15名)

1 番 水野 敬久	2 番 藤井 俊行
3 番 坂巻 忠志	5 番 大作 榮
6 番 根本 隆	7 番 小林 常男
8 番 須郷 英夫	9 番 水代 啓司
10 番 渋谷 辰夫	11 番 戸部 源房
12 番 秋間 高義	13 番 石井 勇
14 番 大塚 侃	15 番 吉田 松衛

5 欠席委員(1名)

4 番 中村 敏則

6 書記名 臨時職員 乗松 健

7 事務局 事務局長 池田 孝
事務局次長 岡田 敏夫
事務局次長補佐 吉田 勝実

8 会議目次

- (1) 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)
..... 1
- (2) 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)
..... 5
- (3) 議案第59号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につ
いて
..... 7
- (4) 議案第60号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願に
ついて 10

(5) 報告第 2 1 号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	1 1
(6) 報告第 2 2 号	時効取得を原因とする農地について	1 2
(7) 報告第 2 3 号	平成 2 0 年度賃借料水準について	1 3
(8) 報告第 2 4 号	専決処理の報告について	1 4

開会 午後3時02分

高市議長 ただいまから平成21年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会の出席状況を御報告いたします。

4番中村委員から欠席する旨の連絡がありました。よって、委員16名中15名が出席しており、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員の選出を行います。流山市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により、私が指名することに御異議ございませんか。

(なしの声あり。)

異議なしと認め、私が指名いたします。7番小林委員、8番須郷委員を指名いたします。

また、会議の書記として乗松臨時職員を任命いたします。

これより議事に入ります。

本日の議案につきましては、お手元に配布してありますとおり、議案第57号から議案第60号及び報告第21号から報告第24号であります。

高市議長 それでは、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の1ページでございます。

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年12月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の3条の許可申請は、2件でございます。

初めに1番でございます。

まず、申請者でございますが、権利者につきましては、年齢は72歳で、職業は農業を営んでおります。申請地は、流山市上新宿の畑、5筆で、合計面積は267.87平方メートルでございます。

移転の原因は売買でございますが、申請事由につきましては、小作地を買受けるためでございます。

議案案内図は1ページと2ページでございます。

次に、2番でございます。

まず、申請者でございますが、権利者につきましては、年齢は77歳で、

職業は農業を営んでおります。申請地は、流山市上新宿の畑、5筆で、合計面積は1,180平方メートルでございます。

移転の原因は売買でございまして、申請事由につきましては、小作地を買受けるためでございます。

議案案内図は1ページと2ページでございます。

以上でございますが、今月の報告事項の中に、本案に関連いたしました事項がございますので、恐れ入りますが議案書の7ページと議案案内図の13ページから14ページをお開きいただきまして、報告第22号の御報告も、ここでさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

報告第22号 時効取得を原因とする農地について

農地の時効取得に係る登記申請の通知があったので、次のとおり報告する。

平成21年12月25日 流山市農業委員長 高市 正義

通知のありました件数は6件、11筆、農地面積は合計で1,155.09平方メートルでございます。

これにつきましては、戦後の小作地解放の時点から、土地の所有者と耕作者に錯誤があったものでございますが、関係する地権者の方も多いことなどから、現在まで来てしまったということございまして、このたび、それぞれの関係者の話し合いがまとまったことから、まずは、先に小作地解放の時の地権者の正しい状況に訂正するために時効取得の手続きがされたものでございます。

また、この次の手続きの段階といたしまして、今回、3条による小作地の買取り申請を、また、この後の議案第59号の1番と2番にあります非農地証明の申請を行い、土地の整理を行っていきたいというものでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について、御報告いたします。

最初に、1番の案件であります。申請地は南のT字路から東に約500メートルの所に位置し、現地の状況としては白菜やキャベツなどが作付けされておりました。

次に、関係者からのヒアリングの主な内容であります。まず、申請に至った経緯についてお聞きいたしました。

権利者は今回の申請地を昭和43年頃から小作地として耕作していたものであります。今回、地主との協議により、ここで小作地を買取り、これが

らは自作地として耕作をしていきたいとのことであります。

次に、権利者の営農状況であります。耕作面積は3,157平方メートルで、農業は妻と2人で従事しているとのことであります。また、権利者の農地に不耕作地はなく、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

最後に、売買価格につきましては、1坪当たり約3万3千円でありました。

次に2番の案件であります。申請地は1番の申請地の北側に隣接し、現地の状況としてはダイコンやほうれん草などが作付けされておりました。次に、関係者からのヒアリングの主な内容であります。まず、申請に至った経緯についてお聞きいたしました。

権利者は今回の申請地を昭和32年頃から小作地として耕作していたものであります。先ほどの1番と同様に、ここで小作地を買取り、これからは自作地として耕作をしていきたいとのことであります。

売買価格につきましては、1坪当たり約3万3千円でありました。

次に、権利者の営農状況であります。耕作面積は3,359平方メートルで、農業は妻と2人で従事しているとのことであります。また、権利者の農地に不耕作地はなく、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

最後になりましたが、改正農地法が、今月の15日に施行されましたことから、今月の3条案件につきましては、現地調査を実施するとともに、農地取得下限面積については30アールによって審査を行いました。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第3条の許可基準となっております「農地の取得後において効率的に事業を行うと認められない場合」、「農地の取得後において農作業に常時従事すると認められない場合」、「農地取得下限面積に達しない場合」、また、「周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがある場合」など、農地法第3条第2項各号の不許可となる要件には該当しないと判断し、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方。

11番委員（戸部委員） 報告第22号についてもう少し詳しい説明をお願いします。

吉田次長補佐 時効取得についての御質問ですが、小作地解放のときに本来売り渡しされるべき人ではなく、別の方の名前になってしまったとのことですが、土地関係者が多いということもありまして、なかなか協議が整わなかったということでもございました。その後も、それぞれの売り渡しされた方が亡くなられたり、相続等があったために今日まで整理されずにきたということでもございます。

ここで新しい代の方に代わりましたけれども、その方たちが協議を重ねて今回合意がなされて、まずは時効取得での訂正を行ったわけです。

それを踏まえまして該当地につきましては、今回の3条に出ておりますが、権利者の一人が昭和43年頃、もう一人が昭和32年頃から小作地として耕作して現在に至っていきまして、これを小作人の方が買い受けて、これからは自作地として耕作していくということです。

11番委員(戸部委員) 小作地解放の時は非常に錯誤が多いんですが、これも錯誤の一環ということですね。

吉田次長補佐 小作地解放のときに3条の1番・2番の義務者の方に売り渡しされるべきだったのが他の方になってしまった。今回の時効取得でもって正しい所有者である3条の義務者の名義に変更をしたものでございます。

11番委員(戸部委員) 流山市でもこのようなことが他にもたくさんあると思いますがどうですか。

高市議長 片方は亡くなってしまっていて、そんなはずはないなどもめごとの原因はでてきますね。

13番委員(石井委員) 今、話がありましたようにめっちゃめっちゃなんです。費用をだして杭を打って所有がはっきりするようにするのが第一だと第2小委員会は確認しまして、今後とも出てくることだと思いながら、まず整理整頓という形でやってもらった方がいいということで、全員一致で許可することに賛成となりました。

11番委員(戸部委員) わかりました。

高市議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の2ページでございます。

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする

平成21年12月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の恒久転用による5条許可申請は、1件でございます。

初めに申請者でございますが、権利者につきましては、年齢は42歳で、職業は会社員でございます。

移転の原因は使用貸借でございます。

申請地は流山市名都借の畑、1筆、233㎡でございます。農地区分につきましては、申請地は旧千葉県立流山東高等学校の南東約500mに位置しておりまして、周囲は農地、宅地となっており、住宅等が連たんしている区域内にある農地であるため第2種農地といたしました。

転用目的につきましては、分家住宅用地とするものでございまして、建築棟数は1棟で建築面積は62.93㎡でございます。

議案案内図は3ページと4ページでございます

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について、御報告いたします。

今月の恒久転用は1件で、関係者からのヒアリングと現地調査を行っております。

最初に申請者と転用目的であります。権利者は、義務者の長男で、現在は結婚をされ妻と子供の3人家族で、今は店舗の一部を借り住んでいますが、子供も大きくなり部屋も手狭になってきたため、実家に近く環境も良い今回の申請地に分家住宅を建築したいというものであります。

なお、権利者には弟がおりますので、実家には、その方が家を継いでいくとのことでありました。

次に、周辺農地への被害防除対策についてですが、申請地の東側については地盤が約30センチほど高くなっているためブロックを3段に積み、土抱えをする計画です。

また、排水の処理については、雨水は浸透枳を設置するほか、雑排水については合併浄化槽を設置し、既設のU字溝へ放流する計画であります。

また、隣接する農地所有者への事業説明も行っており、特に意見などはないとのことでありました。

次に、所要資金については、総額で約1,550万円でありまして、これを、自己資金の1,100万円と不足分は親からの借入金で賄うものであります。

また、他法令については、都市計画法が該当しますが、現在、手続き中であります。

最後に、今回の申請に関連いたしまして、申請地の西側に隣接する土地につきましては、平成18年12月に老人福祉施設を建設するための農地転用申請が出され許可となった場所であります。

その際にも、権利者の分家住宅を建てたいという考えがあったようですが、当時、3年間は転用を行わない旨の誓約をしているため、現在まで申請を見合わせていたものですが、ここで3年が経過し、子供も7歳と大きくなってきたため、今回、申請をさせていただいたということでありました。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている、農地区分は第何種農地であるかの「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどについて審査する「一般基準」また、申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

12番委員（秋間委員） 3年間転用を行わない誓約があったということですが、これは何か規程とか規約とかがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

岡田次長 当時、老人福祉施設建設の申請に際しては、農地を3分割し、その中央部分を転用したいということでありましたので、農地の効率的な活用が図られないのではないかと指摘がございました。

このため、農業委員会で御協議いただき、農地法第3条の精神に照らし、また、県の事務指針を援用いたしまして、隣接地については3年間転用を認めないということで申請者に指導したわけですが、今回3年間が経過しましたので先ほどの委員長報告にもありましたように、子どもも大きく

なってきたということで申請があったものでございます。

11番委員（戸部委員） 今、政府で家を建てた場合は今年500万円でしたか優遇していますが、これは適用にならないんですか。

池田局長 着工はしておりませんが分家住宅であっても融資関係においては一般の住宅と変わらないと思います。その中でおそらく住宅取得控除の関係も今検討されていまして拡大していくようでございます。適用については一般住宅と変わらないというふうに思います。

11番委員（戸部委員） こういうことについても権利者や義務者に教えておいた方がいいと思います。

2番委員（藤井委員） たぶん平成21年度の3月までは、今現在の法律の中でやっていく。年々下がっていきます。5年間は、22年度の予算で拡大をすることになっていますので、4月とか6月とかこれから将来に建設する人に適合されると思いますから、今現在建築されるのはだめだと思います。あとは2ヶ月3ヶ月遅くしたほうがもっと補助がつきますよと教えるか教えないかになります。親からそれだけの資金が提供されているのではなくて今回は300万とか400万の提供ですので、今までの法律の中でも十分やっている部分があると思います。

高市議長 建て主の考えもあると思います。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり。）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案については、許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第59号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の3ページでございます。

議案第59号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成21年12月25日提出 流山市農業委員会 高市 正義

今月の証明願は、3件でございます。

このうち、1番と2番の案件につきましては、先ほどの報告第22号で御報告させていただきましたが、今回、土地の整理をするため、非農地部分についての申請があったものでございます。

それでは最初に、1番でございます。

申請地は上新宿の畑4筆、合計面積は711㎡でございます。登記簿地目は畑となっておりますが、現況地目につきましては1筆が宅地、2筆が公衆用道路でございます。また、もう1筆につきましては、現況が駐車場用地となっておりますことから、この現況地目につきましては雑種地となっているものでございます。

今回、土地の地目変更登記申請をするため、登記簿上の地目と現況の地目を一致させたいというものでございまして、申請書の提出にあたりましては、昭和59年に撮影された航空写真も添付されております。議案案内図につきましては5ページから7ページでございます。

次に2番でございますが、申請地は、上新宿の畑、3筆、合計面積は201㎡でございます。登記簿地目は畑となっておりますが、現況地目につきましては、1筆が宅地、2筆が公衆用道路となっているものでございます。

今回、土地の地目変更登記申請をするため、登記簿上の地目と現況の地目を一致させたいというものでございまして、申請書の提出にあたりましては、昭和59年に撮影された航空写真も添付されております。議案案内図につきましては5ページ・6ページと8ページでございます。

次に3番でございますが、申請地は、流山市北の畑、2筆、684㎡でございます。登記簿地目は畑となっておりますが、現況地目は宅地となっているものでございます。申請理由といたしましては、鉄骨加工場用地として利用され現在に至っているということでございまして、今回、土地の地目変更登記申請をするため、登記簿上の地目と現況の地目を一致させたいというものでございまして、申請書の提出にあたりましては、平成元年に撮影された航空写真が添付されております。議案案内図につきましては9ページと10ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第59号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、御報告いたします。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に1番であります。申請地は、先ほどの3条許可申請地の南に位置し、現地の状況につきましては、議案案内図の7ページにありますとおり、申請地の東側には中古車店の事務所がありました。また、西側の土地は中古車の展示車両の駐車場となっております。また、その中間にある細長い土地につきましては、その先にある家や畑の耕作者が使う道路として使用されておりました。

現況としては、昭和59年頃には、現在のような形で利用されていたということでありまして、申請書の提出にあたっては、昭和59年に撮影された航空写真も添付されておりました。

次に2番であります。申請地はただいまの1番の北側にあり、現地の状況につきましては議案案内図の8ページにありますとおり、母屋が建てられている宅地に通じる道路と庭の一部として一体的に利用されておりました。

現況としては、昭和59年頃には、現在のような形で利用されていたということでありまして、申請書の提出にあたっては、昭和59年に撮影された航空写真も添付されておりました。

次に3番であります。申請地は、申請者の自宅の南側にありまして、現地の状況につきましては、申請者が仕事としていた鉄骨加工業を行うための加工場を建て、使用していたということになります。

なお、現在は、この倉庫は平方にある、ある会社の倉庫として利用されておりました。

現況としては、昭和46年頃には、現在のような形で利用されていたということでありまして、申請書の提出にあたっては、平成元年に撮影された航空写真も添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもってそれぞれ証明相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

5番委員（大作委員） 1番と2番の公衆道路についてお聞きしたいんですけども、間中の部分が道路でぬけているんですけども、これは将来、公衆用道路として接続されるのでしょうか。

吉田次長補佐 御指摘の場所につきましては、今回の申請には出てこないもう一人の地権者の方がおられます。そちらの方とも協議が行われているということでしたが、まだ今回の申請時点では協議が整っていないとい

うことで、将来的には協議が整いましたら申請したい意向であるということをおっしゃっておりました。

5番委員（大作委員） 一番奥に宅地があって家屋があります。そうすると真中の部分が畑ですと将来問題がおきるのでと思ったので質問をしました。

吉田次長補佐 この点につきましても今回の各申請者以外の方も含めまして、関係者それぞれの皆さんの理解を得られているといこととございました。

5番委員（大作委員） はいわかりました。

高市議長 現況は道路になっているんですね。

吉田次長補佐 はい、そうです。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり。）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第60号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の5ページでございます。

報告第60号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成21年12月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の証明願は、1件でございます。

申請地につきましては、流山市南流山の登記簿は田、現況は畑でございます。合計面積は、5筆で3,889平方メートルでございます。

申請者は、買取り申出事由の生じた方の長男でございます。買取り申出事由が生じた日は、父親が亡くなられた日の平成21年5月21日でございます。

議案案内図は、11ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第60号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

まず、申請地の状況ですが、現地では、サツマイモの作付けや耕起が行われておりました。

次に申請理由ですが、今までは父親も農業を行っていましたが、晩年は入院などもされ、今年の5月に81歳で亡くなられたものであります。

また、今年の10月には、母親も亡くなり、現在は長男の方が一人で耕作を行っているということでありました。

申請地の周囲は宅地化が進み、今まで生産緑地として耕作を続けてきたものではありませんが、今後は今までのように、耕作を続けていくことが困難になったというものであります。

最後に、今後の土地の利用計画についてもお聞きしましたが、これから多額の相続税の支払いをしなければならぬため売却し、この資金にあてていきたいとのことでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、農業の主たる従事者として証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第21号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは議案書の6ページでございます。

報告第21号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成21年12月25日報告 流山市農業委員長 高市 正義

買取りの申出地は鱈ヶ崎の畑、1筆、640㎡でございます。

なお、平成22年2月4日を経過いたしますと、生産緑地の行為の制限が解除されることになるものでございます。

議案案内図は12ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

3番委員（坂巻委員） 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋についてをもう少し噛み砕いて説明してください。

吉田次長補佐 生産緑地につきましては通常は解除はできませんが、こちらにつきましては父親が亡くなり耕作ができなくなったというものでございまして、このことにつきましては解除要件に該当することから、今回、証明願いが出されたものでございます。

生産緑地を管轄は都市計画課になりますので解除申請は都市計画課に提出になります。申請の手順としましては、はじめに農業委員会で主たる従事者の証明を受け、その後この証明書を持ちまして都市計画課に申請することになります。それを受けまして都市計画課では流山市でまず買うことができるか照会をかけます。市で買い取れない場合は次の段階といたしまして、農業者の方にこちらを買い取り耕作していただく方はいらっしゃいませんかとみなさんにお知らせする。今回、御報告させていただいた斡旋がこれにあたります。その買いたい場合の申し出期限が来年の2月4日までで買い取り希望がある方はそれまでに申し出てください。話がまとまればその農業者の方に売り渡しになります。しかし2月4日を過ぎましてもこちらの農地を買う申し出がないときは、生産緑地は解除になりまして、普通の農地と同様に売買や転用が可能になるというものでございます。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり。）

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第22号「時効取得を原因とする農地について」は、

議案第57号の議案説明に代えさせていただきます。次に進みます。

高市議長 次に、報告第23号「平成20年度賃借料水準について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の8ページでございます。

報告第23号 平成20年度賃借料水準について

平成20年度の田（水稲）及び畑（普通畑）の賃貸借における賃借料水準（10a当たり）を、次のとおり報告する。

平成21年12月25日報告 流山市農業委員長 高市 正義

このことにつきましては、今回の農地法の改正の一つといたしまして、標準小作料が廃止されたところでございますが、これに代わりまして、実勢の賃借料情報を提供することとされましたことから、今後、農業委員会からのお知らせ第7号や市のホームページにより情報提供を行っていききたいというものでございます。

初めに、1の田（水稲）の部でございますが、金銭による平均額は19,452円、最高額は25,347円、最低額は10,870円でございます。また、現物による支払いにつきましては、玄米60kgでございます。算出に使用したデータ数は21件でございます。

次に、2の畑（普通畑）の部でございますが、金銭による平均額は20,952円、最高額は23,333円、最低額は18,904円でございます。算出に使用したデータ数は13件でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

11番委員（戸部委員） 標準小作料が今回廃止されたということですが、前から常に思っていました。水田より畑の方が高くいいんではないかと思いましたが。今後はどういうふうになっていくんですかね。今回はこれでいいと思うんですが。今までは標準小作料があったんですが。利用集積の時に農家の人からも聞かれますので。

池田局長 農地の貸し借りについては、今までは標準小作料を基準にしまして、一反いくらあるいは米何キロと決め方をしてきましたが、今後はおそらく実勢価格で標準的なものが決まってくるということになります。やはりその都市、あるいは地域によって変わってくる。そうすると流山ですと都市農業ですので畑の方がおそらく田よりも上がってくると思われれます。それは

今後また調べながら水準的なものは出して行くようになります。

11番委員（戸部委員） 今後調べながらということですがこれは何年ごとに調べてどういうふうに行っていますか。

池田局長 毎年集計をかけた上で出すということになります。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり。）

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第24号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは議案書の9ページでございます。

報告第24号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年12月25日報告 流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第5号の規定による届出でございます。

これは先月の11月分でございます、全部で8件の届出がございました。

転用目的別では住宅用地が7件、店舗が1件でございます。

以上、8件、12筆、4,929平方メートル、内訳は田、5筆、1,944平方メートル、畑、7筆、2,985平方メートルでございます。

次に議案書の11ページでございます。

2番、農地法第5条第1項第3号の規定による届出でございますが、これも11月分でございます、全部で12件の届出がございました。

移転の原因別では、売買が7件、遺贈が1件、交換が2件、共有物分割が2件でございます。

転用目的別では、住宅用地が9件、駐車場が2件、宅地拡張が1件でございます。

以上、12件、19筆、8,057.15平方メートル、内訳は田が3筆1,407平方メートル、畑が16筆6,650.15平方メートルでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

（なしの声あり。）

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、定例総会を終了いたします。
慎重審議をいただきありがとうございました。
閉会 午後4時01分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成21年12月25日

議長 流山市農業委員会 会長 高市 正義

流山市農業委員 小林 常男

流山市農業委員 須郷 英夫